

行動指針		目標		目標達成の状況			関係する国の施策数 （詳細：参考資料3）				
							掲載施策数				
		項目	計画終了時点（2020年12月）の具体目標	計画作成時点（2015年3月末）	2018年3月末時点	2023年3月末時点	実施済み	取組中			
1	外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成	外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合（％）	80	60	56.4 ※2017年3月末時点	58.8	20	19	1		
		外来生物法の内容を知っている人の割合（％）	30	9	20.1 ※2017年3月末時点	20.1					
2	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進	生物多様性地域戦略の策定自治体（都道府県）数	47	33	43	47	7	7	0		
		外来種に関する条例の策定自治体（都道府県）数	47	20	23	33					
		侵略的外来種のリストの策定自治体（都道府県）数	47	14	22	25					
3	侵略的外来種の導入の防止（予防）	生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合（％）	50	不明	6.3	8.4	32	32	0		
		非意図的な導入の経路の把握・管理	どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施する。	非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれていない。	同左	ヒアリ類について、侵入リスクの高い空港、港湾地域等において、状況調査を継続実施。更に、2022年改正外来生物法に基づき、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定し、導入の恐れが生じた際の初期対応を強化した上、具体的な対処指針を定め、事業者との連携を強化した。					
4	効果的、効率的な防除の推進	生物多様性保全上重要な地域における外来種対策							32	22	10
		ー奄美大島・やんばる地域のマングース	関係機関との協力の下、2020年までに複数の小区画で地域根絶を達成し、2022年度までに奄美大島及びやんばる地域において、根絶が達成される。	ー	関係機関と連携して取組を実施している。各島においてマングース防除に係る防除実施計画を策定しており、奄美大島においては2022年の根絶、やんばる地域においては2026年度までの完全排除を目指して継続的に事業を実施している。	生物多様性保全上重要な地域において、防除等を実施し、奄美大島において在来生態系に重大な被害を及ぼしているフィリマングースについて、2025年度までの根絶と防除完了の目処を立てた。					
		ー小笠原諸島の外来種	なし	ー	2013年からグリーンアノール対策に係るワーキンググループを開催し効果的な対策と完全排除に向けた取組を検討するなど、国や東京都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の連携により、各種外来種対策を実施している。	同左					
		ー琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等のオオクチバス等	2020年までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築される。	ー	琵琶湖は県が中心となり、研究機関ボランティア団体等と防除を実施しており、地域の体制が構築された。伊豆沼・内沼は密度低下に向けた防除の取組を地元の環境保全財団、ボランティア団体、環境省の3者が実施した。蘭牟田池では、九州地方環境事務所が実施していた外来魚防除が薩摩川内市等の団体に引継がれた。	琵琶湖及び蘭牟田池については、2018年3月時点で目標達成している。伊豆沼・内沼については、地元の環境保全財団、ボランティア団体、宮城県、環境省の4 者が情報共有を図りながら低密度管理に向けた対策を進めている。					
		ー琵琶湖のオオパナミズキンバイ等	効果的、効率的な防除手法を開発し、2020年までには分布拡大が抑えられている。	ー	関係機関が連携し防除に係る取組を進めており、分布面積は狭まっているものの、一部地域では面積の拡大が確認されている。	琵琶湖において、機械防除や人力防除が困難な場所でのオオパナミズキンバイ等の新たな防除方法（遮光シート等）についての試験を実施している。					
		ー釧路湿原、奥日光の湿原のオオハングソウ	2020年の時点で、釧路湿原では保全上重要な地域でオオハングソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハングソウが存在していない。	ー	釧路湿原は保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを実施した。奥日光は毎年戦場ヶ原周辺部において、湯元集団施設地区の所管地で請負業務として、また関係機関の参加のもとオオハングソウ等外来植物除去作戦として、外来植物の除去活動を実施した。パークボランティア活動としても、戦場ヶ原及びその周辺部でオオハングソウを含む外来植物を除去しており、予防策を継続して実施した。	釧路湿原では、2020年の時点で保全上重要な地域へのオオハングソウの新たな侵入（分布の拡大）は確認されていない。（2020年以降は大々的な調査が実施されていないが、職員やボランティアにより現状把握が継続されている。）戦場ヶ原及びその周辺部でも、ボランティアにより駆除活動が継続されており、戦場ヶ原においてはオオハングソウがほとんど見られなくなった一方で、小田代ヶ原では駆除の継続が必要である。					
		広域に分布する外来種への対策									
		ーアライグマ	2020年までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の確認手続きを取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築される。	ー	全国における分布地域の情報については、2018年度中に生物多様性センター公表見込み。各地域における防除を支援するため、2017年にアライグマ等防除ハンドブックを作成・公表している。	特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおいて整備予定。また、2022年改正外来生物法において、地方公共団体の責務規定を追加し、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等を支援する交付金及び専門家派遣制度を2023年度に新設し（専門家派遣については試行段階）、各種支援の条件の1つに「分布拡大の最前線であること」を設けた。また、地方環境事務所等が開催するブロック別会議等において、分布拡大の最前線の地方公共団体においてより対策がなされるよう促されている。					
		ーオオクチバス等	2020年までに効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国で防除が進展する。	ー	防除の手引きや駆除マニュアルの作成がなされているほか、電気ショックや産卵床の設置等、効果的な防除に係る事例はあるが、抜本的な防除手法やモニタリング手法の開発には至っていない。	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の施策の支援を国の責務とした。また、基本方針において、防除マニュアルの作成等の技術的な支援を国の役割とした。分布情報については、上記のとおり特定外来生物の分布情報を提供するプラットフォームを整備予定。これら体制の整備を踏まえ、各地方公共団体において外来魚防除の進展が図られる見込み。					
		ーヌートリア	2020年までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布が見られる地方自治体に隣接した地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築される。		全国における分布地域の情報については、2018年度中に生物多様性センター公表見込み。引き続き、情報整備等に向けた検討を行っている必要がある。また、分布拡大の抑止には至っていない。☒	分布情報については、上記のとおり特定外来生物の分布情報を提供するプラットフォームを整備予定。また、2022年改正外来生物法において、我が国に定着した特定外来生物の被害防止を都道府県の責務とした上で、基本方針において、都道府県の役割として、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される旨を記載した。今後、法及び基本方針に基づく都道府県による取組が進められるよう地方公共団体間の連携強化にも注力がなされる見込み。					

行動指針		目標		目標達成の状況			関係する国の施策数 (詳細：参考資料 3)		
							掲載施策数	2023年度末時点の実施状況	
		項目	計画終了時点（2020年12月）の具体目標	計画作成時点（2015年3月末）	2018年3月末時点	2023年3月末時点		実施済み	取組中
5	国内由来の外來種への対応	地方自治体（都道府県）による国内由来の外來種への対策を含む条例の作成数	47	13	不明	33	9	9	0
		地方自治体（都道府県）による国内由来の外來種を含む侵略的外來種のリストの作成数	47	13	不明	25			
6	同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応	科学的知見の集積	同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。	具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。	同左	オオサンショウウオやタナゴ等特定の種に関して、学識経験者等により外來種と在來種の遺伝子交雑の影響が把握されつつある状況。	10	10	0
7	情報基盤の構築及び調査研究の推進	外來種分布情報の把握	主要な侵略的外來種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。	侵略的外來種に関する分布情報が限定的。	同左	特定外來生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおいて整備。	13	11	2
		外來種の防除手法の確立	主要な侵略的外來種に関する効果的な防除手法を確立する。	侵略的外來種に関する効果的な防除手法が不足。	一部の侵略的外來種について効果的な防除手法を確立しつつある。	主要な侵略的外來種について、防除手法等を整理したマニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載した。			
8	その他	国際貢献、国際連携	我が国における愛知目標の個別目標 9 を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表する。	－	愛知目標の達成に向け2012年9月に「生物多様性国家戦略2012－2020」を、2015年3月に「外來種被害防止行動計画」が作成されている。	生物多様性条約締約国会議におけるパネル展示等を通して、我が国における取組状況を公表した。	4	4	0